

町田市減債基金条例

上記の議案を提出する。

令和8年(2026年)6月1日

提出者 町田市長 稲垣 康 治

町田市減債基金条例

(設置)

第1条 町田市債の償還に必要な財源を確保し、もって将来にわたる市の財政の健全な運営に資するため、町田市減債基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、町田市一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入する。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 経済事情の著しい変動等により財源が不足する場合において、町田市債の償還の財源に充てるとき。
- (2) 町田市債の償還額が他の年度に比較して著しく多額となる年度において、町田市債の償還の財源に充てるとき。
- (3) 償還期限を繰り上げて行う町田市債の償還の財源に充てるとき。
- (4) 町田市債のうち地方税の減収補てん又は財源対策のため発行を許可されたものの償還の財源に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。